

都道府県地域防災計画における事業継続計画の位置付け

		都道府県名
事業継続計画(BCP)に関する記述あり(27)		青森県、秋田県、岩手県、山形県、福島県、茨城県、群馬県、埼玉県、長野県、滋賀県、三重県、京都府、和歌山県、岡山県、島根県、広島県、徳島県、愛媛県、高知県、佐賀県、大分県、宮崎県
	うち 地域の状況に応じた具体的な記述あり(6)	東京都、静岡県、愛知県、兵庫県、鳥取県、福岡県
(参考)企業防災に関する記述あり(16)		北海道、宮城県、栃木県、千葉県、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、奈良県、大阪府、山口県、香川県、長崎県、熊本県、鹿児島県

【記述例1】東京都地域防災計画 震災編

第2部 災害予防計画

第5章 地域防災力の向上

第3節 事業所防災体制の強化

1 事業所の役割

- 事業所は、その社会的責任を果たすため、自らの組織力を活用して次のような対策を図っておく必要がある。
 - ア 社屋内外の安全化、事業所防災計画や災害時対応マニュアル等の整備
 - イ 防災資器材や水、食料等の非常用品の備蓄(従業員の3日分を目安に)等、従業員や顧客の安全確保対策、安否確認体制の整備
 - ウ 重要業務継続のための事業継続計画(BCP)の策定
 - エ 組織力を活用した地域活動への参加、防災市民組織等との協力、帰宅困難者対策の確立など地域社会の安全性向上対策
 - オ 東京商工会議所や、東京経営者協会など、横断的組織を通じた災害時の地域貢献の促進
 - カ 外出者と事業者がとるべき行動の指針となる「行動ルール」の遵守

第8章 事業継続計画の策定

第3節 事業者のBCPの策定

- 事業活動に対する被害の最小化と事業活動の継続を図るため、特に、東京及び日本の経済を支える重要な金融や製造、サービス等の事業活動を早期に復旧するため、事業者はBCPを策定する必要がある。
- 事業者がBCPを策定し、災害に備えることにより、震災が発生しても事業の継続と迅速な復旧が図られるとともに、顧客や従業員の安全が確保される。また、地域貢献・地域との共生を通じて事業所の所在する地域の早期復興にもつながる。
このため、都は、事業者団体等を通じて、事業者が事業継続計画(BCP)の策定を推進するよう働きかける。

東京都地域防災計画 風水害編

第2部 災害予防計画

第5章 地域防災力の向上

第3節 事業所防災体制の強化

1 事業所の役割

- 事業所は、その社会的責任を果たすため、自らの組織力を活用して次のような対策を図っておく必要がある。
 - (1) 従業員の防災教育、防災マニュアルの周知徹底、防災訓練などに努めるとともに社屋内外の安全化確保、防災資器材や食料等の備蓄など従業員や来客の安全確保に努める。
 - (2) 事業活動を維持することが、被災地内外の社会経済の安定や早期復旧につながる。そのため防災計画、事業継続計画(BCP)や非常用マニュアルの整備など事業活動の中断を最小限に止めるための対策等を事前に準備するとともに、これらの計画について、点検・見直しの実施に努める。
 - (3) 事業所の持つ資源や特性を生かし、組織力を活用した地域活動への参加、防災ボランティアや防災市民組織等との協力など地域社会の安全性向上対策に努める。

【記述例2】静岡県地域防災計画 地震対策編

第2編 平常時対策

第2章 自主防災活動

22-5 事業所等の果たすべき役割

1 事業所等の自主的な防災活動

事業所及び施設を管理し、又は運営する者（以下「事業所等」という。）は、従業員、利用者等の安全を守るとともに、地域に災害を拡大することのないよう確かな防災活動を行うとともに、被災住民の救出など地域の一員としての防災活動に参加するよう努めるものとする。このため事業所等は、自主的な防災組織をつくり、関係地域の自主防災組織と連携をとり、事業所及び関係地域の安全の確保に積極的に努めるものとする。また、災害時の事業所の果たすべき役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、各事業所において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努めるものとする。

事業所等における自主的な防災活動は、概ね次のものについて、それぞれの実情に応じて行う。

- (1) 防災訓練
- (2) 従業員等の防災教育
- (3) 情報の収集、伝達体制の確立
- (4) 火災その他災害予防対策
- (5) 避難対策の確立
- (6) 救出及び応急救護等
- (7) 飲料水、食料、生活必需品等、災害時及び警戒宣言時に必要な物資の確保
- (8) 施設及び設備の耐震性の確保
- (9) 予想被害からの復旧計画策定
- (10) 各計画の点検・見直し

2 事業所の防災力向上の促進

県及び市町は、事業所を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスをを行うものとする。

※一般対策編においても同様の記述あり

【記述例3】愛知県地域防災計画 一地震災害対策計画一

第2編 災害予防

第12章 企業防災の促進

第1節 基本方針

1 企業防災の重要性

企業の事業継続・早期再建は県民の生活再建や街の復興にも大きな影響を与えるため、企業活動の早期復旧にも迅速さが求められる。

しかしながら、想定されるような大規模地震においては、従来为国・地方公共団体を中心とした防災対策だけでなく国全体として災害に備える必要があり、愛知県地震防災推進条例に掲げる自助・共助・公助の理念に基づき、企業も防災の担い手としての取組が極めて重要となる。

大規模災害時の被害を最小限にとどめ、できる限り早期の復旧を可能とする予防対策を推進する必要がある、そのために企業は、顧客・従業員の生命、財産を守るとともに、企業にとって中核となる事業を継続あるいは早期に復旧させるための事業継続計画（Business Continuity Plan）の策定に取り組むなど、予防対策を進める必要がある。

2 企業防災の促進

県、市町村及び商工団体等は、企業の防災意識の向上を図り、災害時に企業が果す役割が十分に実施できるよう、事業継続計画の策定等、企業の自主的な防災対策を促進していくとともに、防災対策に取り組むことができる環境の整備に努める。

第2節 対策

1 企業の取組

企業は、災害時の企業の果す役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、各企業において、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し等を実施するなどの防災活動の推進に努めるものとする。

(1) 生命の安全確保

顧客等不特定多数の者が施設に來たり、施設内に留まったりすることが想定される施設の管理者等については、まず顧客の安全、次に企業の従業員等業務に携わる者の安全を確保するものとする。

(2) 二次災害の防止

製造業などにおいて、火災の防止、建築物等の倒壊防止、薬液の漏洩防止など、周辺地域の安全確保の観点から二次災害防止のための取り組みが必要である。

(3) 事業の継続

被災した場合の事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、事業継続計画（BCP）を策定し、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方針、手段などを取り決めておくものとする。

(4) 地域貢献・地域との共生

災害が発生した際には、県民、行政、取引先企業などと連携し、地域の日も早い復旧を目指す。その活動の一環として企業が行う地域貢献は、可能な範囲において、援助金、敷地の提供、物資の提供などが一般的であるが、このほかにも技術者の派遣、ボランティア活動など企業の特色を活かした活動が望まれる。

また、平常時からこれら主体との連携を密にしておくことも望まれる。

2 企業防災の促進のための取組

県、市町村及び商工団体等は、トップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、事業継続計画（BCP）の策定を促進するための情報提供や相談体制の整備などの支援等により企業の防災力向上の推進を図るものとする。

また、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うものとする。

(1) 事業継続計画（BCP）の策定促進

ア 普及啓発活動

県、市町村及び商工団体等は、企業防災の重要性や事業継続計画（BCP）の必要性について積極的に啓発していくものとする。

イ 情報の提供

企業が事業継続計画（BCP）を策定するためには想定リスクを考える必要があり、そのため、県及び市町村はそれぞれが策定している被害想定やハザードマップ等を積極的に公表するものとする。

(2) 相談体制の整備

県、市町村及び商工団体等は、企業が被災した場合に速やかに相談等に対応できるよう、相談窓口・相談体制等について検討するとともに、被災企業等の事業再開に関する各種支援について予め整理しておくものとする。

【記述例4】兵庫県地域防災計画（地震災害対策計画）、（風水害等対策計画）

第2編 災害予防計画

第3章 県民参加による地域防災力の向上

第3節 企業等の地域防災活動への参画促進

〔実施機関：県企画管理部防災企画局、県企画管理部災害対策局、市町、企業〕

第1 趣旨

企業等が地域の防災活動で果たすべき役割と内容について定める。

第2 内容

1 災害時に企業等が果たす役割

- (1) 生命の安全確保
- (2) 被災従業員への支援
- (3) 二次災害の防止
- (4) 事業の継続
- (5) 地域貢献・地域との共生

2 企業等の平常時対策

- (1) 企業等は、災害時に果たす役割を十分に認識し、次の対策を実施するなど、防災活動の推進に努めることとする。（なお、対策の実施にあたっては、事業継続計画の作成だけでなく、被災従業員への支援も含む防災計画を作成することが望ましい。）

① 事業継続計画（BCP）の作成

〔事業継続計画〕

災害時に特定された重要業務が中断しないこと、また万一事業活動が中断した場合に目標復旧時間内に重要な機能を再開させ、業務中断に伴う顧客取引の競合他社への流出、マーケットシェアの低下、企業評価の低下などから企業を守るための経営戦略。バックアップシステムの整備、バックアップオフィスの確保、安否確認の迅速化、要員の確保、生産設備の代替などの対策を実施する(Business Continuity Plan:BCP)。

(略)

4 県、市町の役割

- (1) 事業所の防災組織の育成指導
- (2) 事業継続計画や防災計画の作成支援
- (3) 地域の防災訓練等への参加促進
- (4) 防災に関するアドバイス

【記述例5】鳥取県地域防災計画 災害予防編（共通）

第2部 組織体制計画

第4章 災害時の事業継続の取組みの促進

（県防災局、県総務部、県商工労働部、県各部署）

第1節 目的

この計画は、災害時の事業活動への影響度合いをあらかじめ把握し、継続すべき重要業務や中断した際の復旧時間等についてあらかじめ目標を設定し、円滑な事業活動の継続を推進することを目的とする。

第2節 企業における事業継続の取組みの推進

1 企業における事業継続の取組みの推進

- (1) 企業等は、災害時にも事業が継続でき、かつ、重要業務の操業レベルを早急に災害前に近づけられるよう、事前の備えを行い、被災地の雇用やサプライチェーン（製造業における原材料調達・生産管理・物流・販売までの一つの連続したシステム）を確保するなど、災害に強い企業に向けた事業継続の取組みを推進するものとする。
- (2) 事業継続の取組みに当たって、想定する災害リスクは、それぞれの企業において最も懸念されるリスクを選択するものとする。
- (3) 企業等は、事業継続と共に次の事項等に取り組むものとする。
 - ・従業員等の生命の安全確保と安否確認体制
 - ・火災の延焼や建物等が敷地外に倒壊しないなどの二次災害の防止
 - ・地域住民や周辺自治体との協調や地域貢献
 - ・従業員等の防災教育・防災訓練の実施

2 企業における事業継続計画の策定

- (1) 企業等は、事業停止による影響度の評価や重要業務の決定、目標復旧時間を検討し、企業の事業を継続するために重要業務を目標時間までに回復させる「事業継続計画」（BCP：Business Continuity Plan）の策定に努めるものとする。
- (2) 事業継続計画を策定した企業等は、定期的に点検を行い、必要な是正措置を行うものとする。

3 自治体による支援

県（防災局、商工労働部）及び市町村は、必要な知識を習得する機会の提供、事業継続計画の基礎となるリスク分析のための災害発生時の被害予測の提供等、企業等の事業継続に向けた取組みを積極的に支援するものとする。

（参考）

国において、事業継続の取組みを促進するため、各種ガイドライン等を策定してインターネットで公開しており、以下のURLで閲覧することができる。

【内閣府】

- 中央防災会議・民間と市場の力を活かした防災力向上に関する専門調査会
「事業継続ガイドライン 第一版」<http://www.bousai.go.jp/MinkanToShijyou/guideline01.pdf>
- 企業等の事業継続・防災評価 検討委員会
「企業等の事業継続・防災評価 検討委員会」の検討の経緯と成果について
<http://www.bousai.go.jp/kigyo-machi/jigyoku-keizoku/>

【中小企業庁】

- 「中小企業BCP策定運用指針」 <http://www.chusho.meti.go.jp/bcp/>

【記述例6】福岡県地域防災計画 震災対策編、風水害対策編

第2編 災害予防計画

第3章 県民等の防災力の向上

第3節 企業等防災対策の促進

第1 目的

企業等は災害時に果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献、地域との共生）を十分に認識し、事業継続計画（BCP）を策定するよう努めるとともに、自ら防災組織を結成するなどして、地域と連携した防災の取り組みを実施し、地域防災力の向上に寄与する。

第2 企業等の役割

企業等は、直接の防災関係機関ではないが、災害時の果たす役割を十分に認識し、各企業等において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画を策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し等を実施するなどの防災活動の推進に努めるものとする。

1 災害時の企業等の事業継続の必要性

災害の多いわが国では、県や市町村はもちろん、企業、県民が協力して災害に強い福岡県をすることは、被害軽減につながり、社会秩序の維持と県民福祉の確保に大きく寄与するものである。

特に、経済の国際化が進み企業活動の停止が世界的に影響を及ぼしかねない状況下では、企業等も、災害時に事業が継続でき、かつ、重要業務の操業レベルを早急に災害前に近づけられるよう、事前の備えを行う必要がある。

また、被災地の雇用や供給者から消費者までの流通過程における企業等のつながりを確保するうえでも「災害に強い企業」が望まれる。

2 事業継続計画の策定

企業等は、会社の事業を継続するために重要業務を目標復旧時間までに回復させるよう事業継続計画の策定に努める。なお、計画の策定の際は、「民間と市場の力を活かした防災力向上に関する専門調査会」（内閣府）が示した「事業継続ガイドライン（平成17年8月）」等を参考として、地域の実情に応じて計画策定に努めるものとする。

第3 企業等の防災組織

（略）

第4 県、市町村の措置

1 防災訓練（消防防災安全課・商工政策課、市町村）

（略）

2 事業継続計画（BCP）の普及啓発（経営金融課〔商工政策課・商業・地域経済課〕、市町村）

県及び市町村は、企業等に対して、事業継続計画の策定の普及啓発に努める。

さらに、県においては、国や関係団体等と連携し、事業継続計画策定に関するセミナーの開催等を行い、企業の事業継続計画策定を推進する。

3 事業所との消防団活動協力体制の構築（消防防災安全課、市町村、消防機関）

（略）

4 企業の防災に係る取り組みの評価（消防防災安全課・商工政策課、市町村）

県及び市町村は、企業の防災に係る取り組みについて、優良企業表彰等により、企業の防災力向上に努める。

5 金融的支援（経営金融課）

第4編「災害復旧・復興計画」第4章「経済復興の支援」第1節「金融措置」第1融資計画により、支援を行うものとする。